東京・大阪の知的財産関係訴訟の専門的処理体制
（裁判官・調査官・専門委員）

東京地裁

	裁　判　官	裁判所調査官	専門委員
平成９年	１か部８人	５人	
10年	２か部10人	５人	
11年	３か部12人	７人	
12年	３か部15人	７人	
13年	３か部15人	７人	
14年	３か部15人	７人	
15年	３か部15人	７人	
16年	４か部16人	７人	約１１０人※

大阪地裁

	裁　判　官	裁判所調査官	専門委員
平成９年	１か部３人	３人	
10年	１か部４人	３人	
11年	１か部５人	３人	
12年	１か部５人	３人	
13年	１か部５人	３人	
14年	１か部５人	３人	
15年	１か部５人	３人	
16年	２か部６人	３人	約５０人

東京高裁

	裁　判　官	裁判所調査官	専門委員
平成９年	３か部10人	９人	
10年	３か部10人	９人	
11年	３か部10人	９人	
12年	３か部11人	９人	
13年	３か部12人	９人	
14年	４か部16人	11人	
15年	４か部16人	11人	
16年	４か部18人	11人	約１１０人※

※　東京高裁に５人合議用の特別部を新設（知財部の全裁判官が所属）。

※　東京地裁と東京高裁の専門委員は併任である。

※　このほかに，大阪高裁は知的財産関係訴訟を集中的に５人の裁判官で処理しており，東京・大阪地高裁で裁判官４５人の態勢となる。